

兵庫県の社会教育施策の現状と 今後の方向について



兵庫県教育委員会事務局社会教育課

1

① 社会教育施策について(国)

2

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）

平成30年12月21日
中央教育審議会

＜地域における社会教育の目指すもの＞

社会教育：個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割

人づくり

つながりづくり

住民の相互学習を通じ、つながり意識
や住民同士の絆の強化

学びと活動の好循環

地域づくり

3

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）

平成30年12月21日
中央教育審議会

＜地域における社会教育の目指すもの＞

2. 新たな社会教育の方向性～開かれ、つながる社会教育の実現

～

住民の主体的な参加のための
きっかけづくり

ネットワーク型行政の実質化

地域の学びと活動を活性化す
る人材の活躍

開かれ、つながる社会教育へ

学校と地域がつながる体制の強化

これからの教育課程の理念～社会に開かれた教育課程～

4

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)

第2部今後の社会教育施設の在り方

平成30年12月21日
中央教育審議会

＜今後の社会教育施設に求められる役割＞

社会教育施設には、地域の学習拠点としての役割に加え、以下のような役割も期待。

- ・公民館：地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点
- ・図書館：他部局と連携した個人のスキルアップや就業等の支援、住民のニーズに対応できる情報拠点
- ・博物館：学校における学習内容に即した展示・教育事業の実施、観光振興や国際交流の拠点

＜今後の社会教育施設の所管の在り方＞

生涯学習社会の実現に向けた横断的・総合的な教育行政の展開に向け、社会教育に関する事務については今後とも教育委員会の所管を基本とすべき。一方、地方の実情等を踏まえ、より効果的と判断される場合には、地方公共団体の判断により地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管できる特例を設けることについて、社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件に、可とすべき。

5

「地域学校協働活動」の位置づけ

社会教育法の改正（H29.4月）

●社会教育法（第5条13号～15号）(抜粋)

- 児童生徒に対し行う、学校の授業の終了後又は休業日において行う学習等活動
- 青少年に対し行う、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動
- 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動
放課後子ども教室・土曜日の教育活動・学校支援活動・学習支援活動(地域未来塾)等

地域学校協働活動

●社会教育法（第5条の2）(抜粋)

市町村の教育委員会は、地域住民等が学校と協働して行う「地域学校協働活動」の事業を実施するにあたっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

6

「地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター等）」社会教育法の改正（H29.4月）

●社会教育法（第9条の7）

教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

＜地域学校協働活動推進員の役割(例)＞

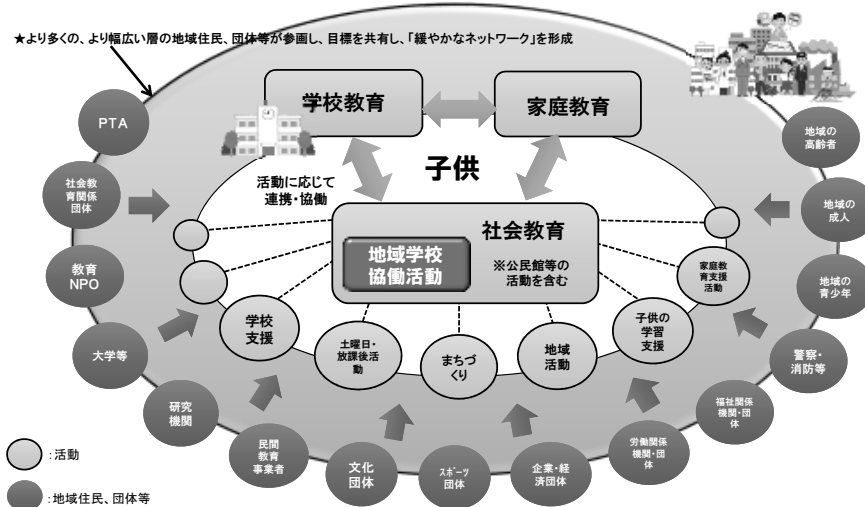
- ・地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- ・学校や地域住民、企業・団体・機関等の関係者との連絡・調整
- ・地域ボランティアの募集・確保
- ・地域学校協働本部の事務処理
- ・地域住民への情報提供・助言・活動促進 等

地域学校協働活動が法的に位置付けられ、今後、国として恒常的に取り組む施策であることが示され、より一層の学校・家庭・地域の連携・協働の充実が期待されている。

7

地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み（活動概念図）

- ◎ 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。
- ◎ 従来の地縁団体だけではなく、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる。



文部科学省作成資料

学習指導要領改訂の方向性

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現
各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共（仮称）」の新設
など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい
時代に求められる資質・能力を育成
知識の量を削減せず、質の高い理解を図
るための学習過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び

9

これからの教育課程の理念

教育課程そのものを
社会に開いていくこと

＜社会に開かれた教育課程＞

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会づくりを目指すという目標を持ち、教育課程を介してその理念を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合っていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

（平成28年8月 中教審教育課程部会～次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ～より）

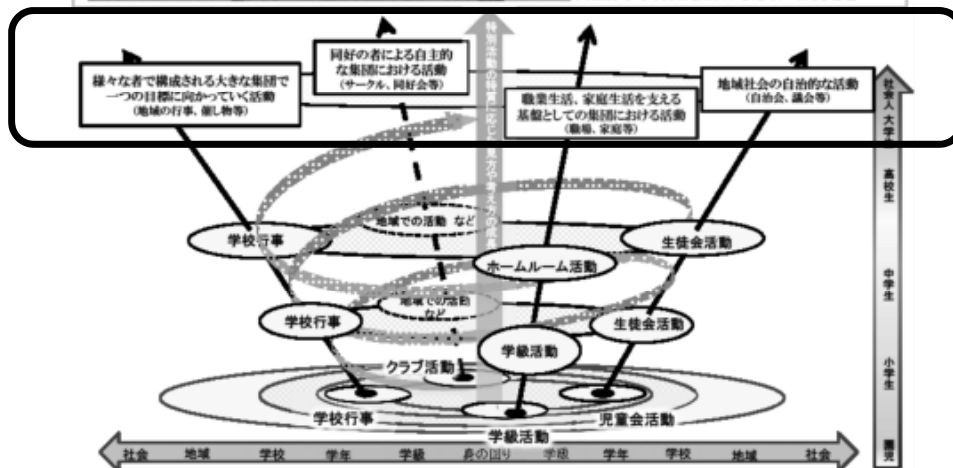
10

特別活動における各活動の整理と「見方・考え方」（イメージ案）

平成28年6月22日
特別活動WG
資料3

《特別活動における「見方・考え方」》

各教科等の特質に応じて育まれる見方や考え方を総合的に適用して、集団や社会の形成者という視点から課題を見出し、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現の視点からその課題を解決するために考えること



11

② 県の社会教育

- ・ 第3期 ひょうご教育創造プラン
- ・ 第35期県社会教育委員会議審議報告

12

兵庫2030年の展望 「すこやか兵庫」をめざして —五国を活かし、日本を先導 世界をつなぐ—

○未来に挑む人づくり

「学校のみならず、地域住民も総参加で子どもの成長を支えることが重要」
・取組の方向性
「地域住民の参画推進」「学校教育の充実」「学び直しの環境整備」など
「次代の地域・日本を支える若者や、世界へ力強く羽ばたく若者がいきいきと育つ兵庫をめざし、だれもが何度でも学び、知識や能力を高められる環境を整備し、生涯にわたる活躍を支える。」

13

兵庫の社会教育

基本方針2 子どもたちの学びを支える環境の充実
家庭と地域による学校と連携した教育の推進
(施策)

イ 地域教育力の向上

学校・家庭・地域が連携・協働した「地域とともにある学校」づくりの推進
地域学校協働本部の体制強化
「支援」から「連携・協働」へ

15

兵庫の社会教育

第3期 ひょうご教育創造プラン 兵庫県教育基本計画〔2019年度～2023年度〕
兵庫が育むこころ豊かで自立する人づくり
第3期重点テーマ

「未来への道を切り拓く力」の育成

基本方針2 子どもたちの学びを支える環境の充実
家庭と地域による学校と連携した教育の推進
(施策)

ア 家庭教育力の向上

イ 地域教育力の向上

基本方針3 人生100年を通じた学びの推進
主体的に生きるための学びと場の充実
(施策)

ア 学びの充実

イ 社会教育施設の充実

14

兵庫の社会教育

基本方針3 人生100年を通じた学びの推進
主体的に生きるための学びと場の充実
(施策)

ア 学びの充実

ライフステージに応じた学びの充実

・指導者としての資質・能力の向上を図る

・多様な学習機会を充実する

「障害のある人の学習機会の充実」

・学習成果を社会にいかす

「地域のネットワークの構築」

「学びと実践の一体化」

16

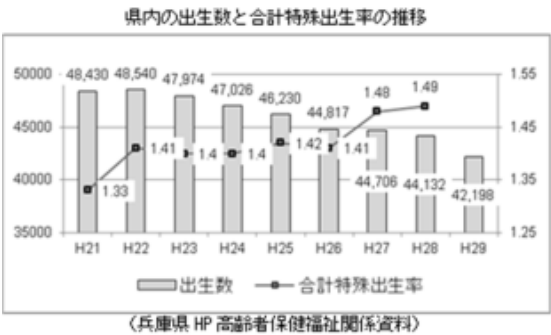
第35期（平成29・30年度）の社会教育委員会議
審議報告

本県の社会教育におけるこれまでの取組に対する評価と課題認識、これからの時代に求められる社会教育の在り方と施策展開について審議を行い、その結果を審議報告としてとりまとめた。

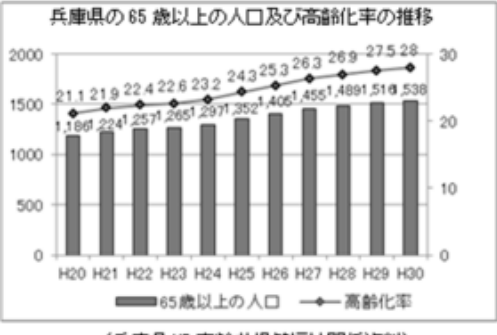
審議テーマ

多様な人々の協働を進め、一人一人が社会的に包摂され、主体的に参画できる社会の実現を目指す社会教育のあり方

県の社会教育を取り巻く状況

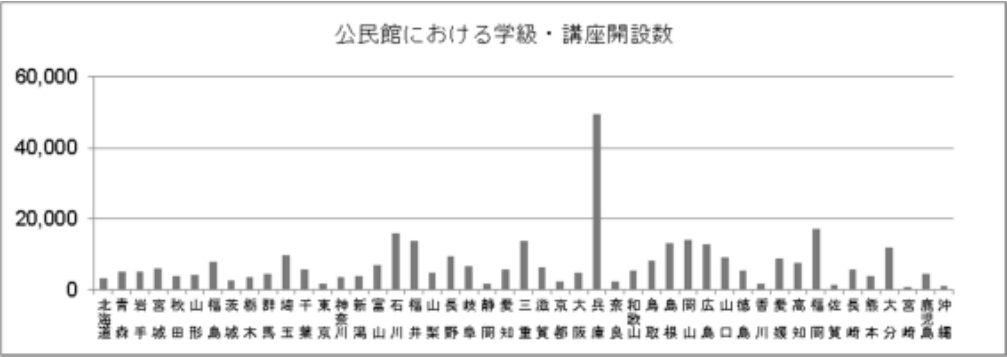


出生率が上がっても、出生数は減少



65歳以上の高齢者人口は増加し続け、2040年には2010年に比べ約3割増加すると推測

県の社会教育を取り巻く状況



県の社会教育を取り巻く状況

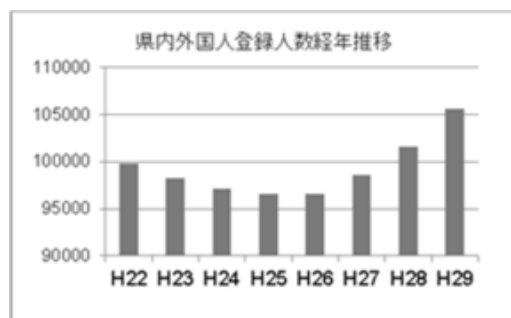
公民館における学級・講座の受講状況									
	計	教養の向上	趣味・ けいこごと	家庭教育・ 家庭生活	体育・レクリ エーション	市民意識・ 社会連帯意識	その他	指導者養成	職業知識・ 技術の向上
合計(人)	661,019	49,320	321,530	137,337	107,574	35,185	8,230	1,414	429
男性(人)	191,797	13,998	89,347	38,369	30,920	14,493	3,873	612	185
女性(人)	469,222	35,322	232,183	98,968	76,654	20,692	4,357	802	244
男性割合	29.0%	28.4%	27.8%	27.9%	28.7%	41.2%	47.1%	43.3%	43.1%
女性割合	71.0%	71.6%	72.2%	72.1%	71.3%	58.8%	52.9%	56.7%	56.9%

（平成27年度社会教育調査）

2位の福岡県514,323人より10万人以上多く全国1位

審議報告から

県の社会教育を取り巻く状況



〈法務省「在留外国人統計 2017」〉

都道府県別在留外国人数

順位	都道府県	人数(人)
1	東京	537,502
2	愛知	242,978
3	大阪	228,474
4	神奈川	204,487
5	埼玉	167,245
6	千葉	146,318
7	兵庫	105,613
8	静岡	85,998
9	福岡	72,039
10	茨城	63,491

21

審議報告から

技術革新と第4次産業革命の促進

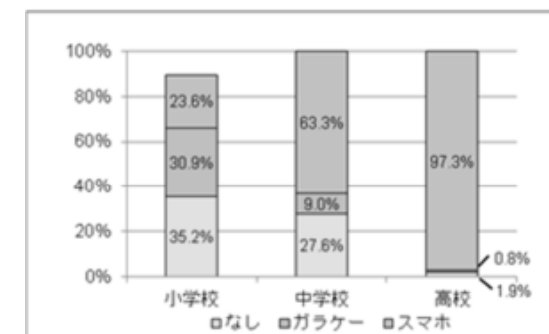
県の社会教育を取り巻く状況

インターネット利用状況〈個人〉

順位	都道府県	割合(%)
1	東京都	87.7
2	埼玉県	85.7
3	京都府	85.5
4	神奈川県	85.4
5	愛知県	84.5
6	大阪府	82.9
7	滋賀県	82.3
8	千葉県	82.2
9	静岡県	81.7
10	沖縄県	81.3
19	兵庫県	79.6
全国平均		80.9

〈H29都道府県別インターネットの利用状況〉

携帯電話の所持率

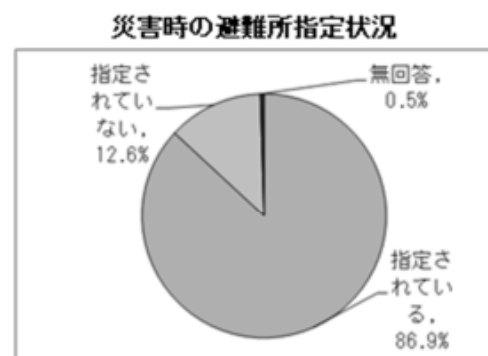


〈平成30年度青少年本部「ケータイ・スマホアンケート」及び「インターネット夢中度調査」〉

22

審議報告から

県の社会教育を取り巻く状況



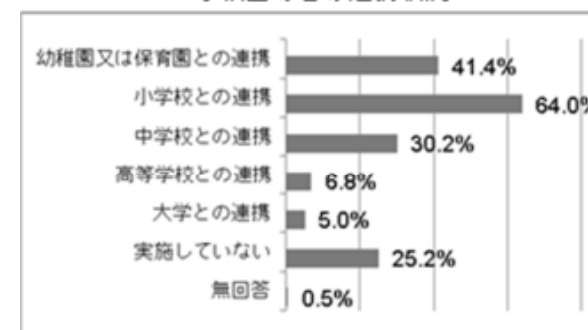
〈平成27年度公民館における現状と今後のあり方に関する調査〉

23

審議報告から

県の社会教育を取り巻く状況

学校園等との連携状況



〈平成27年公民館における現状と今後のあり方に関する調査〉

24

審議報告から

今後の社会教育施策の展開例

在留外国人等との「協働」と「共生」

～民間企業と公民館の連携～

- i 外国人労働者の雇用主（企業）向けの多文化共生研修プログラム
- ii 外国人労働者向け日本文化や生活様式に関するワークショップ
- iii 外国人（児童・成人）向けの日本人ボランティアによる日本語読み書き教室
- iv 外国人保護者向け国際理解や多文化共生講座
- v 地域住民と在留外国人の交流イベント

25

審議報告から

今後の社会教育施策の展開例

○社会的包摂活動について

社会包摂活動は、高齢者、子ども、外国人、障害者等、多様な人々の中で、経済的・社会的要因等、様々な理由によりコミュニティに十分参加できない人々にとってコミュニティの形成や参加者同士のつながり、自己効力感の向上等、コミュニティ意識の醸成につながる有効な手法です。

事例「コミュニケーション教育」（豊岡市）

豊岡市では、演劇のもつ「合意形成能力」「協働性」「多様性への理解」等を育む役割に着目し、演劇的手法を取り入れた「コミュニケーション教育」を行なっています。市内の小学校で、子どもたちが考えをすり合わせて台本をつくったり、お芝居を演じたりしながらコミュニケーション能力を身につけられるような授業を行なっています。



【演劇的手法を用いた授業】

26

審議報告から

今後の社会教育施策の展開例

地域課題解決と担い手意識の醸成

若者の地元への定着を促すものの1つは、その地域にとって自分達はなくてはならない存在であると自覚と誇りが持てる仕事と考えます。

事例「兵庫県立舞子高等学校 環境防災科」 兵庫県立舞子高等学校

阪神・淡路大震災以降、兵庫県では、命の大切さ・助けあいのすばらしさ（＝自助と共助の重要性）など、震災の教訓に学ぶ「新たな防災教育」を推進してきました。その一環として、2002年全国で初めて、防災を専門的に学ぶ学科である舞子高校環境防災科を設置しました。防災で大切なことは正しい知識、臨機応変な判断、地域とつながるためのコミュニケーションです。環境防災科では外部講師やフィールドワークを取り入れた授業、近隣の小学校と共同で行う防災学習、防災訓練などの行事におけるボランティア等、様々な地域連携の取組を通して、生涯学習の基盤となる「多様な人々と協働して主体的・自発的に学ぶ力」を育成しています。



【地域の防災訓練（毛布で担架づくり）】

審議報告から

今後の社会教育施策の展開例

学びを地域における実践活動へつなぐ仕組みづくり

事例「あまおだ減災フェス」 兵庫県立尼崎小田高等学校

災害時だけでなく、常日頃から地元の高校が地域のパイプ役となるために、高校生が地域とつながり、減災について考えようと企画されたイベントです。

炊き出しの一環としておにぎりの提供や5人が1チームとなり、高校の周辺地図を使っの疑似避難訓練をはじめ、防災アトラクション、防災カードゲーム、防災おかしボシェットづくりなど、いくつかの教室に分かれて本格的なワークショップが行われました。

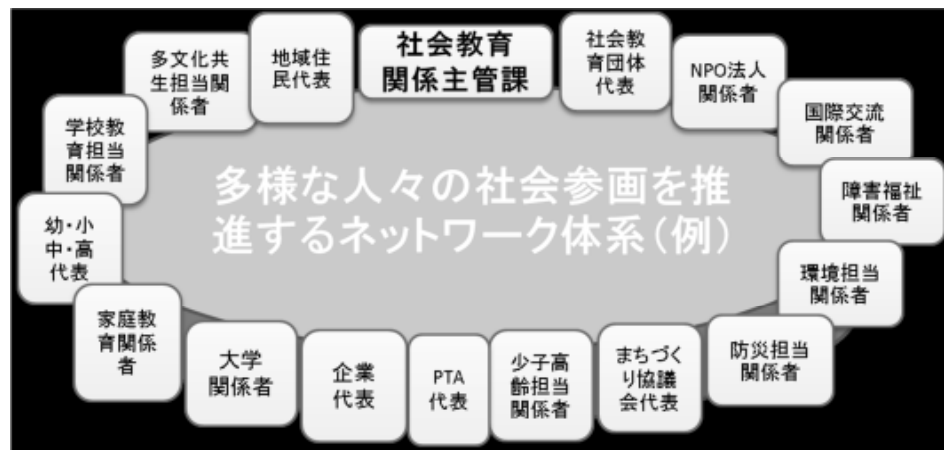


【防災ボシェットづくり】

28

審議報告から

社会教育施設等のさらなる機能強化と新展開（例）



29

審議報告から

社会教育施設等のさらなる機能強化と新展開（例）



学びを活かす仕組みをつくるには、地域活動と連動した学習プログラムや、ICTを活用した人材のマッチングなど、積極的な社会参画を促すシステムを構築する必要があります。

30

審議報告から

これからの時代に求められる社会教育施策の方向性

第3期ひょうご教育創造プラン

基本方針「人生100年を通じた学びの推進」

- ◎福祉、人権、環境、消費生活等、幅広い領域のテーマに対応し、ライフステージに応じた県民の「学び」を支える取組を進めていくことが重要。
- ◎青少年、高齢者、障害者、外国人、困難を抱える人々など、全ての住民が孤立することなく、一人ひとりが社会的に包摂され、主体的に参画できる社会教育施策を進めていく必要がある。

31

審議報告から

これからの時代に求められる社会教育施策の方向性

地域社会で「育み・活かす」学び

○これからの大人の「学びの場」【例】

地域学校協働本部や学校運営協議会への参画、PTAの活動の場などでコミュニケーション、スキルなどを個人の気づきの形で学んでいく。実践のプロセス、人との交流の中で学ぶ。

「学びと実践の一体化」

地域課題の共有→学びと活動が展開→まちづくりや地域活性化→社会貢献

- 実践の場を提供する仕組みづくりが重要
- 地域活動への社会教育的視点の導入が必要

32

③ 県教育委員会の今後の社会教育施策

兵庫の社会教育



身体障害者社会学級事業



学校・家庭・地域の連携協力推進事業



P T C A 活動支援事業



早寝・早起き朝ごはんフォーラム



ひょうご・ロシアハロフスク
青少年交流事業



社会教育関係者研修（ワークショップ）

33

34

一人ひとりが社会的に包摂され、主体的に
参画できる社会教育施策

「学びと実践の一体化」を実現する事業展開

「支援」から「連携・協働」へ

教育委員会
公民館等社会教育施設
首長部局【まちづくり、福祉、国際等】

つ
な
が
り

35

県身体障害者社会学級における実践研究

兵庫県身体障害者社会学級事業について

・視覚障害者（青い鳥学級）、聴覚・言語障害者（くすの木学級）、進行性筋ジストロフィー症者（たけのこ学級）を対象に、社会人として幅広い教養や実用的な知識・技能等を習得するとともに、広く県民との交流の機会を通して相互理解を深め、ともに生きる喜びを創造する場を提供する。
・本実践研究では、県の指導主事がコーディネーターとなり、連携協議会等で成果と課題を明らかにし、プログラムの深化充実を図りながら、地域による主体的な取組をめざし、視覚・聴覚の関係機関、病院、福祉部局等と連携して取り組む。

青い鳥学級(視覚)
・学級数等: 6学級9教室(308名)
・開設場所: 6地区(公民館等)

くすの木学級(聴覚・言語)
・学級数等: 6学級7教室(185名)
・開設場所: 6地区(公民館等)

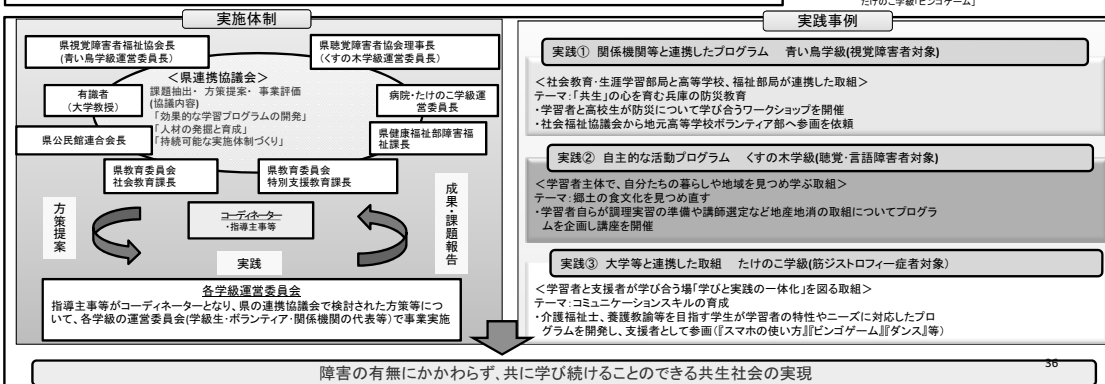
たけのこ学級(肢体)
・学級数等: 1学級1教室(90名)
・開設場所: 病院

何を学ぶか(学習内容): 「教養・文化」「実践・技能」「健康」「見聞(学外研修)」「交流(コミュニケーション)」

「支援」から「連携・協働」へ



たけのこ学級「ビンゴゲーム」



36

ブロック別コンファレンス

- 1 テーマ「共に学び、生きる共生社会コンファレンス～障害理解の促進、障害者の学びの場の担い手の育成と障害者の学びの場の拡大を目指して～」
- 2 趣旨
 - ・「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」により得られた成果等について協議・共有するとともに、取組の普及・啓発を図る。
 - ・障害者の生涯学習の活性化について、各地域の課題を共有し、解決に向けた協議を行うなど、様々な主体が出会いと対話を創出し、ネットワークを構築する。
- 3 期日 令和2年1月31日（金）
- 4 会場 兵庫県民会館 けんみんホール
- 5 対象 障害のある人、近畿・中国地区等の府県・市町村の行政（障害者学習支援担当者等、学校教職員、その他関係団体等の関係者）
- 6 内容 パネルディスカッション、ワークショップ、分科会【予定】

37

兵庫の社会教育

基本方針2 子どもたちの学びを支える環境の充実

家庭と地域による学校と連携した教育の推進

（施策）

イ 地域の教育力の向上

学校・家庭・地域が連携・協働した「地域とともにある学校」づくりの推進

地域学校協働本部の体制強化

「支援」から「連携・協働」へ

38

地域学校協働本部とは

学校支援地域本部

支援 → 連携・協働

個別の活動 → 総合化・ネットワーク化

地域学校協働活動

（放課後子ども教室・土曜日の教育活動・学校支援活動・学習支援活動（地域未来塾）等）

地域学校協働本部

- ①コーディネート機能の強化
- ②多様な活動（より多くの住民参画、より多様な活動）
- ③継続的な活動（継続的・安定的な実施）

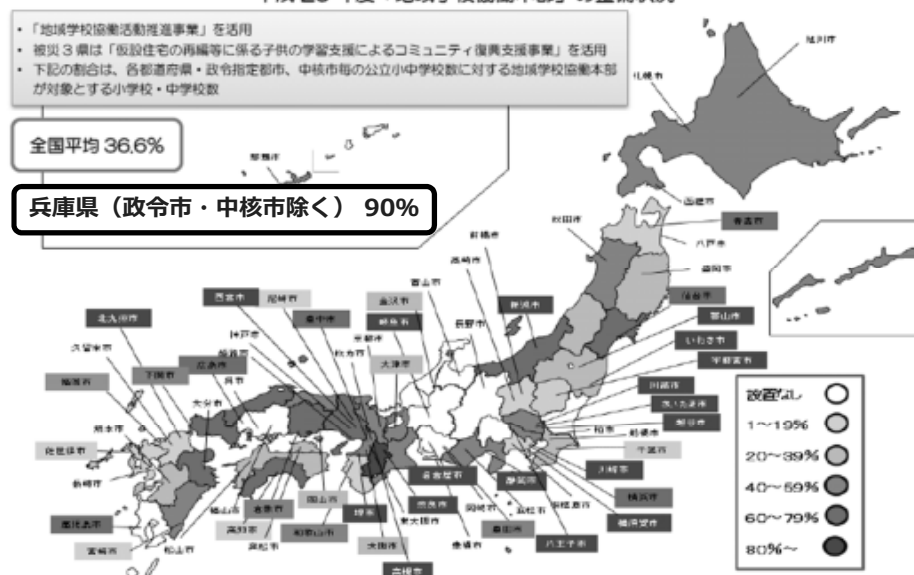
緩やかなネットワーク

- ・より多く、より幅広い層の地域住民の参加
- ・世代交代しながら永く持続していく

39

平成29年度「地域学校協働本部」の整備状況

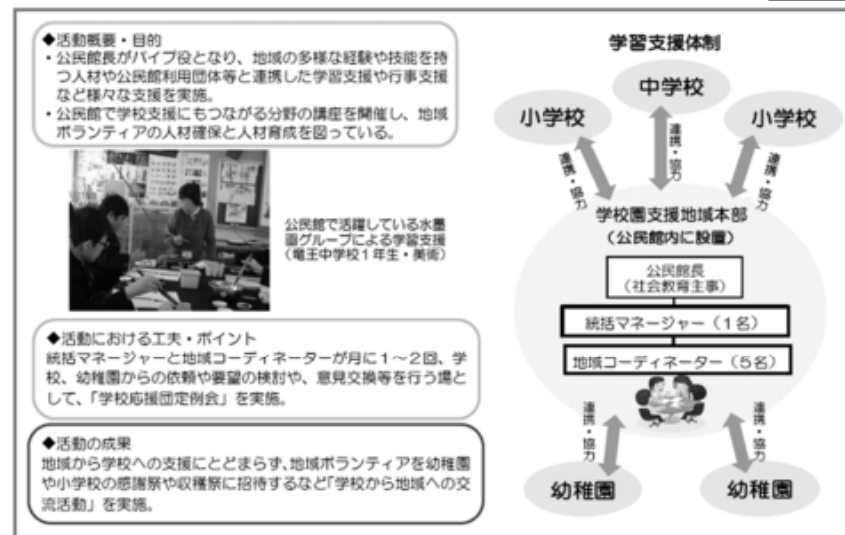
（平成29年9月）



40

②「地域学校協働活動」の取組

41



42

島根県鹿足郡吉賀町立六日市中学校

ボランティア活動から連携・協働

生徒による夏休み川遊び見守りボランティア(公民館活動)

- ・全校生徒が地元の総合病院の支援を受け、ハートセイバー資格を取得（キャリア教育）
- ・子どもたちに川遊びをさせてあげたい地域の願いから川遊び見守りボランティアを中学生が実施



43

加古川市立平岡公民館（シニアカレッジ）の取組

第71回（平成30年度）優良公民館（文部科学省）

- 「シニアカレッジ(高齢者大学)」では、高齢者の生きがいを創造し、自助・互助の心を養うとともに、4年間の学習の成果をボランティア活動や地域づくり等で活躍できるカリキュラムを実施しています。
- 加古川市全域の歴史や文化を学ぶ「地域学」の講座で学んだ受講生に対し、地域の小学3年生に出前講座を行う場を設定しています。
- また、「読み聞かせリーダー養成講座」の修了生を中心に自主的に「読み聞かせ隊」を結成し、地域の保育園・幼稚園・小学校で、読み聞かせ会を実施しています。



【古い道具体験活動の出前講座】

朝来市「地域連携スキルアッププログラム事業」

日本遺産 銀の馬車道を学ぶ実行委員会

- ・「銀の馬車道 鉱石の道」が日本遺産に認定されたことを契機に、「銀の馬車道」をテーマとして、実行委員会が中心となって、学校と地域の連携・協働を進める。

実施組織の構成員

- 実行委員長 生野まちづくり工房井筒屋運営委員会代表
- 実行委員 朝来市立生野中学校長
- 実行委員 朝来市立生野小学校長
- 実行委員 朝来市生野生涯学習センター職員
- 庶務会計 朝来市生野生涯学習センター専門員

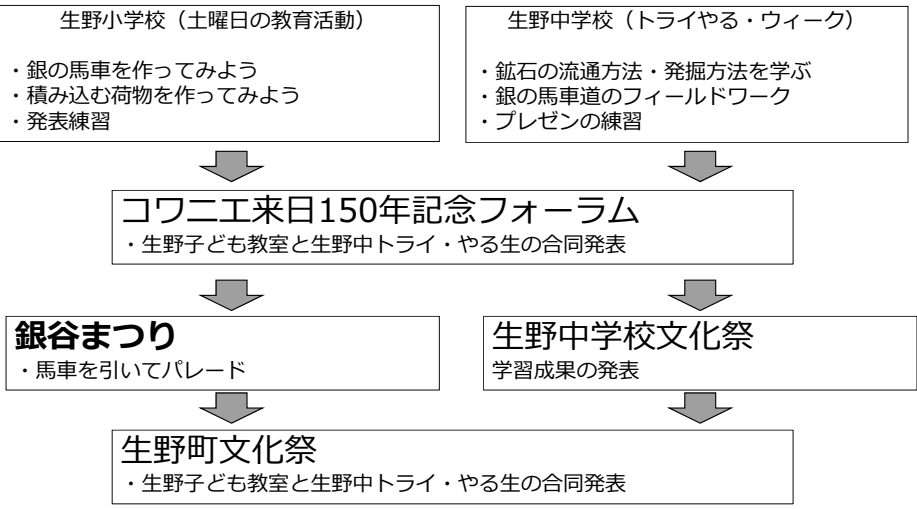


作成した新聞



フォーラムでの発表の様子

取組の発信



淡路市「地域連携スキルアッププログラム事業」

公民館と学校が協働した

地域学校協働活動

東浦活性化実行委員会の取組

真夏の子どもの日

～学校を核とした健全育成活動の実績と広がり～

東浦活性化実行委員会の取組

- ・真夏の子どもの日
（ウォーターファイト）
- ・「キッズフェスタ」、
「浦小まつり」の運営支援
- ・浦小のふるさと学習の支援
「浦小に伝承外遊びブームを」



49

地域学校協働活動の3年間

- 活動開始時の感想（地域コーディネーター、ボランティア）
- 「子どもから元気をもらえている。」
- 「地域の子どもを身近に感じられるようになった。」
- 「ありがたいと言われるとやりがい、生きがいを感じる。」

自身の充実感についての感想が多かった

50

地域学校協働活動の3年間

○最近の感想

「何年か続けてきたので、自分から先生にいろいろな提案ができるようになってきた。先生が変わっても活動がうまく継続できており、子どもが「わかった!」と言ってくれれば、自分もうれしくなる。」
（学習支援ボランティア）

「子どもたちにこんな体験をさせたいと語る先生の熱心さに心を打たれ、今は先生と事前に活動内容について協議するのが楽しい。」
「単発事業消化型の取り組みから脱却し、日常的活動を展開する市民集団の広がりへ結びつけたい。」
（地域コーディネーター）

**「子どもの成長」というテーマを核として、
「協働」という関係が築かれてきている。**

51

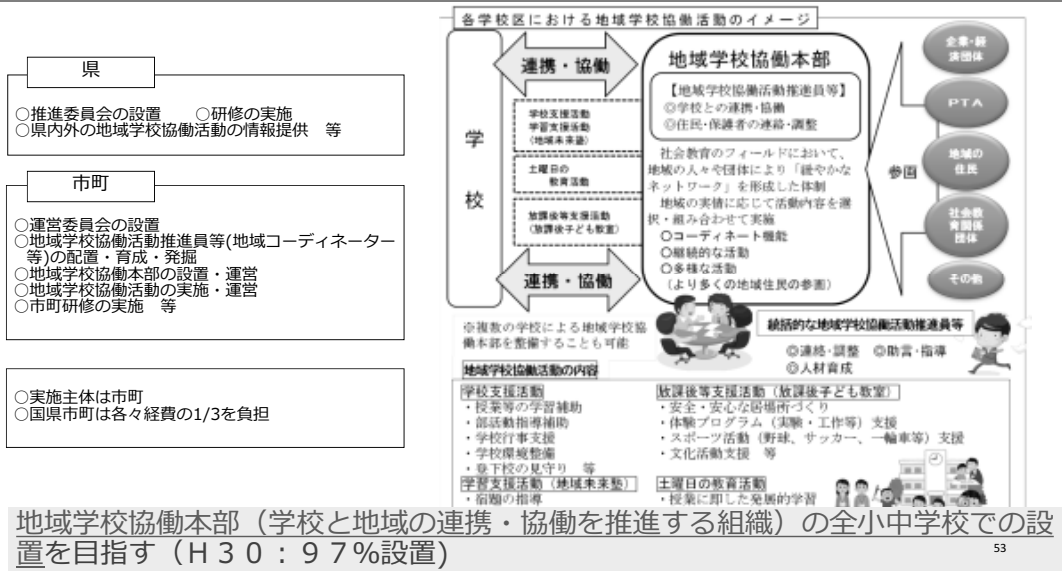
地域学校協働活動の3年間

地域学校協働活動 課題（地域コーディネーター、担当者から出された課題）

- ・指導員・ボランティアの確保
- ・ボランティアの固定化・高齢化
- ・多様化する子どもへの対応
（子ども同士の困りごとが学校頼み）
- ・組織化し継続可能な活動へ移行するための仕組みづくり
- ・活動の認知度の低さ（もっと活動を知って参加してほしい）

52

今年地域学校協働活動の推進



兵庫県教育委員会作成

「地域連携スタートアップのてびき」

地域連携の進め方

- 集まる
- 語り合う
- 即答フリップ式全員参加型ディスカッション
- 動き出す

県が支援する地域学校協働本部の体制整備について

1 地域連携スキルアッププログラム

- (1) 趣 旨 地域学校協働活動の深化・充実を図るため、先進的な取組や地域課題の解決に向けた新たな取組を進める市町を指定
- (2) 実施市町 6市町(芦屋市、多可町、上郡町、新温泉町、丹波市、南あわじ市)
- (3) 内 容 先進事例等を活用したプログラムの実施 1市町あたり200千円(委託)

2 新規地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター等)育成講座

- (1) 趣 旨 地域学校協働活動の要となる地域学校協働活動推進員等の育成
- (2) 実施地区 6地区
- (3) 対 象 新たに地域学校協働活動推進となることが期待される者 等
- (4) 内 容 地域学校協働活動推進員等の役割、必要なスキルを学ぶ(講義・演習等)
 - ・全県講座(1回)6月17日
 - ・地区別講座(6地区)

3 教職員のための社会教育主事講習派遣事業

- (1) 趣 旨 学校における地域連携の推進役となる社会教育の視点を持った教職員の養成
- (2) 対 象 小・中・特別支援学校の教職員、市町教育委員会指導主事

①コーディネート機能の強化

②多様な活動(より多くの住民参画、より多様な活動)

③継続的な活動(継続的・安定的な実施)

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)【概要】(平成31年1月25日中央教育審議会)

第1章 学校における働き方改革の目的

- これまでの我が国の学校教育の蓄積はSociety 5.0においても有効であり、浮足立つことなく充実を図る必要。これまで高い成果を挙げてきた我が国の学校教育を維持・向上させ、持続可能なものとするには、学校における働き方改革が急務。
- 「子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする」という働き方の中で、教師が疲弊していくのであれば、それは「子供のためにはならない。学校における働き方改革の目的は、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること。
- 志ある教師の過労死等の事態は決してあってはならないものであり、そのためにも、学校における働き方改革の実現が必要。
- 学校における働き方改革を進めるに当たっては、地域と学校の連携・協働や家庭との連携強化により、学校内外を通じた子供の生活の充実や活性化を図ることが大切。

学校における働き方改革

地域と学校の連携・協働や家庭との連携強化

第4章 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

- これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方を右の表のとおり整理。
- 業務の明確化・適正化は、**社会に対して学校を閉ざしたり、内容を問わず一律に業務を削減したりするものではなく、社会との連携を重視・強化するもの。**
学校として何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確にし、地域や保護者に伝え、理解を得ることが求められる。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)	⑨給食時の対応 (学校担任と栄養教諭等との連携等)
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応 (給食、地域ボランティア等)	⑩授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
③学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃 (給食、地域ボランティア等)	⑪学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
④地域ボランティアとの連絡調整	⑧部活動 (部活動指導員等)	⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一外部委託等)
※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	※部活動の運営・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑬通路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等)
		⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)

地域連携による、業務の役割・機能の明確化、適正化

(例)地域ボランティアとの連絡調整、休み時間の対応、校内清掃等

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申) (H31.1.25中央教育審議会)

地域連携を推進するための事業

- 地域・学校協働推進フォーラム**
と き：8月2日(金)10時～16時
ところ：兵庫県民会館パルテホール
内 容：講演「学校・家庭・地域の連携・協働から共生へ その可能性を探る」
講師 玉川大学 客員教授 吉田 和夫 氏
実践発表(山口県、滋賀県、奈良県)・分科会
- 新規地域学校協働活動推進員育成講座(県内各6地区)**
内 容：講義・演習(予定)
- 学校・家庭・地域の連携協力推進事業全県研修会**
と き：令和2年2月7日(金)
ところ：兵庫県民会館 パルテホール
内 容：実践発表(地域連携スキルアッププログラム)
講演・講師 大阪府立大学教授 山野 則子氏

地域連携を推進するために

P T C A活動や地域学校協働活動が

- ・地域住民と学校との信頼を高める活動であるか。
- ・地域と学校とが協力してはじめて可能な、子どもの「生きる力」をのばす学習活動であるか。
- ・学校教育と、家庭・地域の教育機会とのバランスを再検討し、学校における働き方改革につながる取組であるか。



地域住民がいかに主体的に学校に関わるか？

地域連携による、業務の役割・機能の明確化、適正化につながる

社会教育関係者への期待 ～人柄、見識、経験を生かして

社会的多様性の観点から**新しい「地域縁」構築**に主体的に取り組む

- ・「指導者」→「主動者」として
- ・特にプランナー（提案）、コーディネーター（調整）の役割は重要

地域協働を念頭に、新しい「地域縁」のための機会の仕掛けを

- ・ **新しいことに会う**機会
(知識や体験を通してアクティブな学びを)
- ・ **他者と交わる**機会
(対面コミュニケーションの重視。話し合いの機会を)
- ・ **他者に認められる**機会
(→役割を通して自信と相互信頼の獲得を)

令和元年度兵庫県社会教育委員協議会研修会
講師 文教大学学園理事長 野島正也氏の講演から